

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 総務

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円	消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数が10以下のもの 1件につき 39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき			指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき

92,000円

貯蔵所

屋内貯蔵所

指定数量の倍数
が10以下のもの
1件につき

20,000円

指定数量の倍数
が10を超え50以
下のもの 1件
につき 26,000
円

指定数量の倍数
が50を超え100以
下のもの 1件
につき 39,000
円

指定数量の倍数
が100を超え200
以下のもの 1
件につき
52,000円

指定数量の倍数
が200を超えるも
の 1件につき
66,000円

屋外タンク貯蔵
所(特定屋外タン
ク貯蔵所、準特定
屋外タンク貯蔵
所及び岩盤タン
クに係る屋外タ
ンク貯蔵所を除
く。)

指定数量の倍数
が100以下のもの
1件につき

20,000円

指定数量の倍数
が100を超え
10,000以下のも
の 1件につき
26,000円

指定数量の倍数

92,000円

貯蔵所

屋内貯蔵所

指定数量の倍数
が10以下のもの
1件につき

20,000円

指定数量の倍数
が10を超え50以
下のもの 1件
につき 26,000
円

指定数量の倍数
が50を超え100以
下のもの 1件
につき 39,000
円

指定数量の倍数
が100を超え200
以下のもの 1
件につき
52,000円

指定数量の倍数
が200を超えるも
の 1件につき
66,000円

屋外タンク貯蔵
所(特定屋外タン
ク貯蔵所、準特定
屋外タンク貯蔵
所及び岩盤タン
クに係る屋外タ
ンク貯蔵所を除
く。)

指定数量の倍数
が100以下のもの
1件につき

20,000円

指定数量の倍数
が100を超え
10,000以下のも
の 1件につき
26,000円

指定数量の倍数

が10,000を超えるもの 1件につき 39,000円
準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
1件につき
570,000円
特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
危険物の貯蔵最大数量が1,000
k ℓ 以上5,000
k ℓ 未満のもの
1件につき
880,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000
k ℓ 以上10,000
k ℓ 未満のもの
1件につき
1,070,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000
k ℓ 以上50,000
k ℓ 未満のもの
1件につき

が10,000を超えるもの 1件につき 39,000円
準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
1件につき
570,000円
特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
危険物の貯蔵最大数量が1,000
k ℓ 以上5,000
k ℓ 未満のもの
1件につき
880,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000
k ℓ 以上10,000
k ℓ 未満のもの
1件につき
1,070,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000
k ℓ 以上50,000
k ℓ 未満のもの
1件につき

1, 200, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が50, 000
k ℓ以上100, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 520, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が100, 000
k ℓ以上200, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 780, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が200, 000
k ℓ以上300, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
4, 070, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が300, 000
k ℓ以上400, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
5, 340, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が400, 000
k ℓ以上のもの
1 件につき
6, 490, 000円
浮き屋根を有す
る特定屋外貯蔵
タンクのうち総
務省令で定める
ものに係る特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
きの特定屋外貯
蔵タンクのうち
総務省令で定め
るものに係る特
定屋外タンク貯
蔵所
危険物の貯蔵最

1, 200, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が50, 000
k ℓ以上100, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 520, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が100, 000
k ℓ以上200, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
1, 780, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が200, 000
k ℓ以上300, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
4, 070, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が300, 000
k ℓ以上400, 000
k ℓ未満のもの
1 件につき
5, 340, 000円
危険物の貯蔵最
大数量が400, 000
k ℓ以上のもの
1 件につき
6, 490, 000円
浮き屋根を有す
る特定屋外貯蔵
タンクのうち総
務省令で定める
ものに係る特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
きの特定屋外貯
蔵タンクのうち
総務省令で定め
るものに係る特
定屋外タンク貯
蔵所
危険物の貯蔵最

大数量が1,000
k ℓ以上5,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,180,000円
危険物の貯蔵最
大数量が5,000
k ℓ以上10,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,410,000円
危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k ℓ以上50,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,590,000円
危険物の貯蔵最
大数量が50,000
k ℓ以上100,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,950,000円
危険物の貯蔵最
大数量が100,000
k ℓ以上200,000
k ℓ未満のもの
1件につき
2,270,000円
危険物の貯蔵最
大数量が200,000
k ℓ以上300,000
k ℓ未満のもの
1件につき
4,550,000円
危険物の貯蔵最
大数量が300,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満のもの
1件につき
5,820,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上のもの

大数量が1,000
k ℓ以上5,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,180,000円
危険物の貯蔵最
大数量が5,000
k ℓ以上10,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,410,000円
危険物の貯蔵最
大数量が10,000
k ℓ以上50,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,580,000円
危険物の貯蔵最
大数量が50,000
k ℓ以上100,000
k ℓ未満のもの
1件につき
1,940,000円
危険物の貯蔵最
大数量が100,000
k ℓ以上200,000
k ℓ未満のもの
1件につき
2,260,000円
危険物の貯蔵最
大数量が200,000
k ℓ以上300,000
k ℓ未満のもの
1件につき
4,550,000円
危険物の貯蔵最
大数量が300,000
k ℓ以上400,000
k ℓ未満のもの
1件につき
5,820,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上のもの

1 件につき
7,070,000円
岩盤タンクに係
る屋外タンク貯
蔵所
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ未満のもの
1 件につき
5,930,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上500,000
k ℓ未満のもの
1 件につき
7,470,000円
危険物の貯蔵最
大数量が500,000
k ℓ以上のもの
1 件につき
10,900,000円
屋内タンク貯蔵
所
1 件につき
26,000円
地下タンク貯蔵
所
指定数量の倍数
が100以下のもの
1 件につき
26,000円
指定数量の倍数
が100を超えるも
の 1 件につき
39,000円
簡易タンク貯蔵
所
1 件につき
13,000円
移動タンク貯蔵
所(積載式移動タ
ンク貯蔵所及び
危険物の規制に
関する政令(昭和

1 件につき
7,070,000円
岩盤タンクに係
る屋外タンク貯
蔵所
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ未満のもの
1 件につき
5,930,000円
危険物の貯蔵最
大数量が400,000
k ℓ以上500,000
k ℓ未満のもの
1 件につき
7,470,000円
危険物の貯蔵最
大数量が500,000
k ℓ以上のもの
1 件につき
10,900,000円
屋内タンク貯蔵
所
1 件につき
26,000円
地下タンク貯蔵
所
指定数量の倍数
が100以下のもの
1 件につき
26,000円
指定数量の倍数
が100を超えるも
の 1 件につき
39,000円
簡易タンク貯蔵
所
1 件につき
13,000円
移動タンク貯蔵
所(積載式移動タ
ンク貯蔵所及び
危険物の規制に
関する政令(昭和

34年政令第306号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。) 1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円
屋外貯蔵所 1件につき 13,000円
取扱所
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 1件につき 52,000円
屋内給油取扱所 1件につき 66,000円
第1種販売取扱所 1件につき 26,000円
第2種販売取扱所 1件につき 33,000円
移送取扱所
危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最

34年政令第306号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。) 1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円
屋外貯蔵所 1件につき 13,000円
取扱所
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 1件につき 52,000円
屋内給油取扱所 1件につき 66,000円
第1種販売取扱所 1件につき 26,000円
第2種販売取扱所 1件につき 33,000円
移送取扱所
危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最

大のもの。)が15 km以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7 km以上のものを除く。)

1件につき

21,000円

危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7 km以上15km以下の移送取扱所

1件につき

87,000円

危険物を移送するための配管の延長が15kmを超える移送取扱所
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに
22,000円を加えた金額

一般取扱所

指定数量の倍数が10以下のもの

1件につき

39,000円

指定数量の倍数

大のもの。)が15 km以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7 km以上のものを除く。)

1件につき

21,000円

危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7 km以上15km以下の移送取扱所

1件につき

87,000円

危険物を移送するための配管の延長が15kmを超える移送取扱所
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに
22,000円を加えた金額

一般取扱所

指定数量の倍数が10以下のもの

1件につき

39,000円

指定数量の倍数

	が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円		が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 92,000円		指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 92,000円

第2章 建設

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法 <u>第87条の4</u> において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法 <u>第87条の4</u> において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 昇降機を設置する場合 1基につき 14,000円 (小荷物専用昇降機については、5,000円) (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基につき 7,000円	建築基準法 <u>第87条の2</u> において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法 <u>第87条の2</u> において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 昇降機を設置する場合 1基につき 14,000円 (小荷物専用昇降機については、5,000円) (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基につき 7,000円

計画の通知に対する審査		(小荷物専用昇降機については、4,000円) (3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合(建築物を建築する場合を除く。)一の建築設備につき 14,000円 (4) 確認を受けた昇降機以外の建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合(建築物を建築する場合を除く。)一の建築設備につき 7,000円
-------------	--	--

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円) (2) 昇降機以外の建築設備の場合(建築物を建築した場合を除く。)一の建築設備につき 17,000円
---	-----------------	---

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

建築基準法第7条の6第1項第1号若し	検査済証の交付を受ける前	1件につき 120,000円
--------------------	--------------	----------------

計画の通知に対する審査		(小荷物専用昇降機については、4,000円) (3) 昇降機以外の建築設備を設置する場合(建築物を建築する場合を除く。)一の建築設備につき 14,000円 (4) 確認を受けた昇降機以外の建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合(建築物を建築する場合を除く。)一の建築設備につき 7,000円
-------------	--	--

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円) (2) 昇降機以外の建築設備の場合(建築物を建築した場合を除く。)一の建築設備につき 17,000円
---	-----------------	---

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

建築基準法第7条の6第1項第1号若し	検査済証の交付を受ける前	1件につき 120,000円
--------------------	--------------	----------------

くは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	における建築物等の仮使用認定申請手数料	
(略)	(略)	(略)
建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対す	用途地域における建築等許可申請手数料	<p>(1) (2)及び(3)以外の場合 1件につき 180,000円</p> <p>(2) 建築基準法第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合 1件につき 120,000円</p> <p>(3) 建築基準法第48条第16項第2号に規定する建築の場合 1件につき 140,000円</p>

くは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	における建築物等の仮使用認定申請手数料	
(略)	(略)	(略)
建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対す	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円

る審査		
(略)	(略)	(略)
建築基準法第53条第6項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 33,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円
建築基準法第87条の2第1項の規定による用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	1件につき 27,000円
建築基準法第87条の3第5項の規定による用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 120,000円

る審査		
(略)	(略)	(略)
建築基準法第53条第5項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 33,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円

建築基準法第87条の3第6項の規定による用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 160,000円
--	--------------------------	-------------------

(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準法関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	2 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 3 (1) ア イ以外のもの <u>174,600円</u> イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)により行われるも

--	--	--

(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準法関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	2 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 3 (1) ア イ以外のもの <u>171,480円</u> イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)により行われるも

の
120,700円

(2)
ア イ以外
のもの
232,900円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
150,400円

(3)
ア イ以外
のもの
267,000円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
164,700円

(4)
ア イ以外
のもの
352,800円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
208,700円

(5)
ア イ以外
のもの
648,700円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの

の
118,560円

(2)
ア イ以外
のもの
228,720円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
147,720円

(3)
ア イ以外
のもの
262,200円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
161,760円

(4)
ア イ以外
のもの
346,440円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
204,960円

(5)
ア イ以外
のもの
636,960円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの

		<u>353,900円</u>
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準法関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>2 建築基準法 第87条の4 の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>3</p> <p>(1)</p> <p>ア イ以外のもの <u>174,600円</u></p> <p>イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの <u>120,700円</u></p> <p>(2)</p> <p>ア イ以外のもの <u>232,900円</u></p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムに</p>

		<u>347,520円</u>
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準法関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>2 建築基準法 第87条の2 の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>3</p> <p>(1)</p> <p>ア イ以外のもの <u>171,480円</u></p> <p>イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの <u>118,560円</u></p> <p>(2)</p> <p>ア イ以外のもの <u>228,720円</u></p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムに</p>

		より行われるもの <u>150,400円</u>
		(3) ア イ以外 のもの <u>267,000円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>164,700円</u>
		(4) ア イ以外 のもの <u>352,800円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>208,700円</u>
		(5) ア イ以外 のもの <u>648,700円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>353,900円</u>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認	関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認	2 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

		より行われるもの <u>147,720円</u>
		(3) ア イ以外 のもの <u>262,200円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>161,760円</u>
		(4) ア イ以外 のもの <u>346,440円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>204,960円</u>
		(5) ア イ以外 のもの <u>636,960円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>347,520円</u>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認	関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認	2 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

上計画の認定 の申請（同法 第30条第2項 の規定による 申出を伴う申 請に限る。） に対する審査	定申請手 数料	3
		(1)
		ア イ以外 のもの <u>174,600円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>120,700円</u>
		(2)
ア イ以外 のもの <u>232,900円</u>		
イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>150,400円</u>		
(3)		
ア イ以外 のもの <u>267,000円</u>		
イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>164,700円</u>		
(4)		
ア イ以外 のもの <u>352,800円</u>		
イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>208,700円</u>		

上計画の認定 の申請（同法 第30条第2項 の規定による 申出を伴う申 請に限る。） に対する審査	定申請手 数料	3
		(1)
		ア イ以外 のもの <u>171,480円</u>
		イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>118,560円</u>
		(2)
ア イ以外 のもの <u>228,720円</u>		
イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>147,720円</u>		
(3)		
ア イ以外 のもの <u>262,200円</u>		
イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>161,760円</u>		
(4)		
ア イ以外 のもの <u>346,440円</u>		
イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>204,960円</u>		

	(5) ア イ以外 のもの <u>648,700円</u> イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>353,900円</u>
--	--

	(5) ア イ以外 のもの <u>636,960円</u> イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの <u>347,520円</u>
--	--

別表第4（第2条関係）

公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿、公文書及び図面に関する証明	埋・火葬に関する証明 身分に関する証明 農用地区域の除外証明 農業用施設用地の証明 農用地区域内の証明 境界確認証明 道路幅員証明 市街化区域・市街化調整区域・既成市街地外の証明 納税猶予の特例適用の農地等該当証明 都市営農農地等該当証明 <u>計画的宅地化等の証明</u>	1件につき 200円

別表第4（第2条関係）

公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿、公文書及び図面に関する証明	埋・火葬に関する証明 身分に関する証明 農用地区域の除外証明 農業用施設用地の証明 農用地区域内の証明 境界確認証明 道路幅員証明 市街化区域・市街化調整区域・既成市街地外の証明 納税猶予の特例適用の農地等該当証明 都市営農農地等該当証明 <u>計画的宅地化等の証明</u> <u>建築確認済</u>	1件につき 200円

	農家証明 耕作証明 受理・許可済 証明 交付証明 現況確認証 明 小作地証明			<u>証明</u> 農家証明 耕作証明 受理・許可済 証明 交付証明 現況確認証 明 小作地証明	
--	---	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。